

令和 7 年度伊勢茶ブランド評価向上動画制作業務委託仕様書

1 委託業務の名称

令和 7 年度伊勢茶ブランド評価向上動画制作業務委託

2 委託業務の目的

近年のライフスタイルの変化によって、緑茶、特にリーフ茶のニーズは漸減傾向にあり、伊勢茶は厳しい環境に置かれている。

この状況を打破するためには、選ばれる産地としてブランドイメージの定着が重要である。このため、国内外問わず情報発信力が高く、ブランド力向上につながる動画を制作することで、伊勢茶の評価向上につなげる。

3 契約条件

(1) 契約期間：契約の日から令和 8 年 3 月 13 日（金）まで

(2) 成果品

1) 業務完了報告書 1 部

2) 4 (1) で製作した動画（ウェブページや YouTube、Instagram の動画共有サービス等で再生可能なサイズ及びファイル形式で USB 及び DVD-R (DVD-Video 形式)）の電子媒体に記録して納品すること

動画種類	成果品	
手摘み動画（日本語表記）	1 つの U S B に保存	DVD-R 1 枚
P R 動画（日本語表記）		DVD-R 1 枚
P R 動画（英語表記）		DVD-R 1 枚
P R 動画（台湾繁体字表記）		DVD-R 1 枚
P R ショート動画 2 種類（日本語）		DVD-R 1 枚

(3) 成果品の提出期限 令和 8 年 3 月 13 日（金）

4 委託業務の内容

(1) 動画制作

- 以下の 3 つの動画を撮影、製作すること。

- ① 茶品評会を契機とした伊勢茶ブランド力向上に向け、手摘み作業者を対象とした、茶手摘み（収穫）手法の説明動画（1 本、約 3 分）

- ② 伊勢茶のブランド力向上に向けた P R 動画（1 本、約 3 分）

- ③ P R ショート動画*（2 本、1 本あたり約 15 秒～30 秒）

*①、②を編集したものを標準とするが、新規で製作することを妨げるものではない。また、無音視聴を想定とした動画上の工夫をすること。

- ・必要に応じ、契約後、三重県が提供する動画や画像も活用して動画を制作すること。

- ・①の主な撮影場所は、三重県農業研究所 茶業研究課（亀山市）とし、動画に出演する説明者は三重県が準備する。

- ・②の撮影場所は、受託者より提案し、三重県と協議の上決定すること。

- ・②は、台湾などアジア圏からのインバウンドを想定しながら、茶園や茶畑、茶器等を用いて、伊勢茶産地を訪れてみたくなるような内容とすること。
- ・動画に込められた情報の表現力を向上させるため、必要に応じ、効果的な音楽や効果音、ナレーション、字幕、テロップの挿入を行うこと。なお、BGM等の音楽用素材の使用に関しては、著作権の問題が発生しないようにすること。
- ・②における字幕やテロップは、日本語、英語、台湾繁体字それぞれの表記を挿入すること。
- ・著作権等の許諾が必要な場合は、費用の支払いも含めた一切の手続きを行うこと。
- ・人物の撮影にあたっては、書面で同意を得るなど、肖像権を侵害しないようにすること。
- ・動画制作にあたっては、事前に絵コンテ等を用いて、構成イメージ等を三重県と協議のうえ決定してから実施すること。
- ・フル HD 以上の解像度の動画を制作すること。
- ・動画内容の決定や業務の遂行、仕様書に記載のない事項は、三重県と十分に協議の上決定し、進めること。

5 業務実施上の条件

- (1) 実施内容については、三重県と調整して行うこと。
- (2) 全体を通じ、仕様書以外で事業に追加することで高い効果が期待できる企画がある場合には、積極的に提案すること。
- (3) その他、この仕様書に明示されていない事項又は業務上疑義が生じた場合は、三重県と受託者の両者協議により、業務を進めるものとする。協議の結果、提案内容と業務実施内容が異なる場合がある。
- (4) 本契約に基づく成果品（印刷物及び版下や各種電子データ等）の所有権は、三重県への成果物の引渡しと同時に三重県に移転するものとする。また、成果品（印刷物及び版下や各種電子データ等）の著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む）は、成果品の引渡し完了と同時に三重県に譲渡されるものとする。また、受託者は、成果品に係る著作者人格権を、将来にわたって一切行使しないものとする。
- (5) 見積りには、委託業務に必要な費用の一切を含めること。
- (6) 原則として、業務の再委託は認めない。ただし、業務の一部を再委託する場合で、三重県の承認を得た場合についてはこの限りではない。

6 契約方法に関する事項

- (1) 契約条項は、三重県農林水産部農産園芸課において示す。
- (2) 契約保証金は、契約金額の 100 分の 10 以上の額とする。ただし、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」という。）のうち三重県建

設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可又は民事再生法第 174 条第 1 項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限る。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の 100 分の 30 以上とする。

また、三重県会計規則（以下「規則」という。）第 75 条第 4 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。ただし、規則第 75 条第 4 項第 1 号、第 2 号又は第 4 号に該当する場合を除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しない。

（3）契約書は 2 通作成し、双方各 1 通を保有する。なお、契約金額は見積書に記載された金額の 100 分の 110 に相当する金額とし、契約金額の表示は、消費税等を内書きで記載するものとする（契約金額は、1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。）。

（4）契約は、三重県農林水産部農産園芸課において行う。

7 監督及び検査

契約条項の定めるところによる。

8 契約代金の支払方法、支払場所及び支払時期

契約条項の定めるところによる。

なお、委託料の支払については原則として委託業務が完了し、三重県の検査後に支払うが、必要が認められる場合は、受託者からの請求に基づき前金払をすることができるものとする。

9 見積り及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

10 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受託者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第 3 条又は第 4 条の規定により、三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。

11 不当介入に係る通報等の義務及びそれを怠った場合の措置

（1）受注者が契約の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第 2 条に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をするものとする。

ウ 発注所属に報告すること。

エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うものとする。

（2）契約締結権者は、受注者が（1）イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の

締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じる。

12 その他

- (1) 受託者は仕様書に記載された内容及び納期等を遵守し、誠実に契約を履行しなければならない。
- (2) 受託者は業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を厳守しなければならない。
- (3) 本事業に係る成果品の所有権及び著作権は三重県に帰属する。
- (4) 受託者は、契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに三重県に報告し、三重県の指示に従うものとする。

13 連絡先（担当部局）

〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県農林水産部農産園芸課伊勢茶振興班
担当：松田、菅谷
電話：059-224-2543 F A X：059-223-1120
E-mail：nousan@pref.mie.lg.jp